

クリーニング店自主管理の手引き

長野県衛生部・保健所
(財)長野県環境衛生営業指導センター

I はじめに

皆様方の営まれるクリーニング業は県民の日常生活に密接な関連を持つ環境衛生関係営業のひとつであり、衛生業種としての社会的責任を背負った営業です。

近年、クリーニング店に対するお客様のニーズも高度化、多様化していますが、とりわけ衛生水準の向上や快適性が求められており、衛生管理の徹底がお店の繁盛の条件となっています。

このような状況の中、この度、長野県衛生部では、皆様方の日々の衛生管理のお手伝いとして「クリーニング店自主管理点検表」を作成しました。

この点検表は清潔で快適なお店づくりに必要な項目について、皆様が定期的に点検し、御自身のお店の衛生上不適切なところを発見、改善されることを目的としたものです。

この点検表を活用され、清潔で快適なお店づくりに一層積極的に取り組まれますようお願いいたします。

II 自主点検の方法

- 1 「Ⅲ自主点検項目の解説」等を参考に、毎月1回、日又は曜日を決めて点検してください。
- 2 点検表の各項目について、適は「○」、不適は「×」を記入してください。該当しない場合は斜線「/」を引いてください。
- 3 前回の不適項目「×」が改善されているかどうか、十分注意して点検してください。
- 4 点検表は、パスケース（A4判）等に入れて、従業者の見やすい場所に掲示してください。

- 5 保健所職員による環境衛生監視の際に、自主点検の実施状況について、確認しますので、提示できるようにしておいてください。

Ⅲ 自主点検項目の解説

(施設一般)

- 1 施設は、クリーニング以外の用途に使用していませんか。

相互汚染を防止するため、施設は住居及び他の用途に供する施設と壁等により明確に区画し、クリーニング以外の用途に使用しないでください。

- 2 施設内は毎日清掃し、清潔で整理整頓していますか。

施設内は、毎日清掃を行い、床、壁、天井等の破損等を適宜点検し、必要に応じて補修するとともに、天井からほこり等が落下しないよう注意してください。

また、施設内には業務上必要な備品等以外のものは置かないようにし、清掃用具は、専用の場所に保管してください。

- 3 照明器具、換気設備は定期的に清掃していますか。

照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃してください。また、局所排気装置等の換気設備についても定期的に点検、清掃を行ってください。

- 4 明るさは十分ですか。(作業面は300ルクス以上が望ましい。)

採光・照明は、作業に支障がないよう十分なものとし、特に受渡し場、しみ抜き場及び仕上場等の作業面における照度は300ルクス以上を確保することが適当です。

- 5 換気は十分ですか。

施設内は十分な換気を行い、次の空気環境基準を確保することが適当です。

炭酸ガス 1,000ppm 以下

浮遊粉じん 0.15mg/m 以下

一酸化炭素 10ppm 以下

温度 17℃ ～ 28℃

(冷房時は、外気との温度差を著しくしないこと。)

相対湿度 40% ～ 70%

また、有機溶剤を使用する施設にあっては、気化有機溶剤による健康障害、

周辺外気的环境汚染等を防止するため、気化有機溶剤の回収装置を設置することが適当です。

- 6 作業台、洗濯物の収納・運搬容器、洗濯機、プレス機等の洗濯物が触れる部分は、毎日清掃又は洗浄し、清潔にしていますか。

仕上げ前の洗濯物が接触する部分は、毎日、業務終了後に清掃又は洗浄し、適宜消毒してください。

また、仕上げの終わった洗濯物の格納設備及び容器についても、1週間に1回以上清掃し、常に清潔に保ってください。

- 7 洗濯物は、種類及び汚れの程度に応じて選別し、別々に処理していますか。

- 8 アイロン仕上げの際の霧吹きは、噴霧器を利用していますか。

- 9 未洗濯物と仕上げの終わった洗濯物は、区分して運搬・保管していますか。

- 10 仕上げの終わった洗濯物は、ほこり等で汚染されないように保管していますか。

洗濯物の集配、受渡し、保管中等における相互汚染等を防止するため、未洗濯のもの、洗濯済みのもの及び仕上げの終わったものはそれぞれ区分し、特に仕上げの終わった洗濯物については、ほこり、ねずみ、昆虫等により汚染されることのないよう、密閉包装するか又は格納庫に収納する等衛生的に取り扱ってください。

- 11 溶剤、洗剤、消毒剤、しみ抜き剤等の薬剤は適切に保管していますか。

溶剤、洗剤、消毒剤、しみ抜き剤等の薬剤は、誤飲、誤用、漏・流出、蒸散等による事故、洗濯物の汚染・損傷等を防止するため、種類、用途ごとに分類し、薬品名、用途等を表示してうえで、専用の保管庫又は戸棚等に保管してください。

また、石油系溶剤の保管及び取扱いについては、消防法等を遵守し、安全確保に十分注意してください。

なお、水酸化ナトリウム、過酸化水素、フッ化水素系の助剤・しみ抜き剤等の劇物等に該当する薬剤は、毒物及び劇物取締法の適用を受けるので、取扱いに十分注意するとともに、保管に当たっては、施錠等の措置を講じてください。

12 ねずみ、昆虫はいませんか。

ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網・防虫網等を設けるとともに、その生息状態を定期的に点検し、必要に応じて防除装置（薬剤の散布、発生源の除去、環境整備等）を講じてください。

13 手洗い設備には石けん等を常備していますか。

（消毒を要する洗濯物）

14 消毒を要する洗濯物は、その他の洗濯物と区分して収納・保管し、正しく消毒していますか。

消毒を要する洗濯物は、（１）のとおりです。これらは、他の洗濯物に病原菌等が移ることのないよう区分して取扱い、（２）に掲げる消毒方法等により適切に消毒してください。

なお、伝染病予防法に規定する法定伝染病及び指定伝染病の患者の洗濯物は、一般的には取り扱うことはできません。

（１） 消毒を要する洗濯物

- ア 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- イ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ウ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- エ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- オ 病院または診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

（２） 消毒方法

- ア 蒸気消毒（１００℃以上、１０分間以上）
- イ 熱湯消毒（８０℃以上、１０分間以上）
- ウ 塩素剤消毒（さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等）
- エ 界面活性剤消毒（逆性石けん液、両性界面活性剤等）
- オ ホルムアルデヒドガス消毒
- カ 酸化エチレンガス消毒

15 おむつ等し尿の付着している洗濯物の前処理は、本洗の前に所定の場所又は設備で行っていますか。

し尿等の汚物が付着している洗濯物の前処理は、接触、飛散による他の洗濯物の汚染及び臭気等による周辺への影響を防止するため、本洗の前に所定の場所で行ってください。

16 前処理排水は適切に処理していますか。

し尿の付着している洗濯物は、大腸菌群に汚染されているため、前処理排水は、公共下水道等により適正に処理される場合を除き、汚物の除去装置、消毒設備等の浄化設備を設け、適切に処理してください。

(ランドリー)

17 きれいな水を使用していますか。(水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。)

18 洗剤の濃度及びすすぎの回数は適切ですか。(すすぎは、3回以上行うことが望ましい。)

19 洗濯機処理、乾燥機処理の時間、温度は適切ですか。

ランドリー処理に当たっては、洗剤、漂白剤、酵素剤等を用法に従って適量使用するとともに、処理工程、処理時間、温度等を適正に調整し、繊維の損傷、変質、収縮、染料の移染等を生じないように十分注意してください。

本洗は、汚れ及び細菌等の除去効果から、一般的に60℃以上の温水を使用することが適当です。

また、すすぎは洗剤及び細菌等を十分除去するため、清浄な水を使用して少なくとも3回以上行ってください。高温洗濯方式の場合、急激な温度低下により石けんの懸濁力が低下し、洗濯物が逆汚染したり、石けんカスが付着してしみが生じたりすることがあるので、1回目のすすぎは、本洗と同温の温水で行うことが適当です。

20 自然乾燥は所定の場所で行っていますか。

洗濯物の乾燥を自然乾燥により行う場合は、洗濯物が汚染されるおそれがないよう、また、従業者、近隣家屋、通行者等に影響を及ぼさないよう、所定の乾燥場で行ってください。

(ドライクリーニング/共通)

21 ドライ機処理、乾燥機処理の時間、温度は適切ですか。

ドライクリーニング処理に当たっては、溶剤の他、水及びドライクリーニングソープを用法に従って適量混合し、処理時間、温度等を適正に調整してください。洗濯温度は、常温で差し支えありませんが、石油系溶剤は引火点が低いので温度管理に注意してください。

乾燥は、事故、繊維の変質等を防止するため、使用した溶剤の種類に応じて適正温度で行ってください。熱風乾燥温度は概ね次のとおりです。

石油系溶剤	60℃以下（より低温が望ましい。）
フッ素系溶剤	50℃以下
テトラクロロエチレン	約60℃（密閉型乾燥機）
1,1,1-トリクロロエタン	50℃以下（密閉型乾燥機）

22 ドライ機内の溶剤は汚れていませんか。

溶剤は、清浄度の低下に伴い、油脂溶解力の低下、脂肪酸臭の発生等が進み、洗濯物の逆汚染の原因となるため、フィルター等によるろ過・吸着または蒸留等による清浄化を行い、必要に応じ新しい溶剤と交換する等、常に清浄に保ってください。

なお、有機溶剤の清浄化に使用されるフィルター等は不溶物のろ過、溶解物の吸着等により浄化力が低下するため、適宜交換してください。

23 溶剤中の洗剤濃度、溶剤相対湿度は適切ですか。（溶剤相対湿度は、75%前後が望ましい。）

ドライクリーニング処理に当たっては、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度を維持してください。溶剤相対湿度は75%前後が適当です。

（ドライクリーニング／有機塩素系溶剤使用）

24 溶剤作業に関する作業要領を定め、これに従って作業していますか。

25 溶剤の使用に係る保守管理点検表により、定期的に点検していますか。

有機塩素系溶剤は、その人体に与える影響等が大きいことから、溶剤の漏出、飛散等による事故を防止するため、施設全般の維持管理、作業、点検等の方法を定めた「一般管理要領」、「溶剤漏出処理要領」、「施設・場所の点検管理要領」、「ドライ機の点検管理要領」、「作業要領」を各事業所において作成し、各要領に従って作業等を実施するとともに、「溶剤の使用に係る保守管理点検表」により、必要な項目について点検し、溶剤の適正な管理に努め

てください。

なお、溶剤等の管理に当たっては、特に次の点に注意してください。

- (1) 排水基準を満たす排液処理装置を設置し、活性炭吸着式装置にあっては適切に活性炭を交換する等適正に維持管理すること。
- (2) 処理能力の合計が、テトラクロロエチレンにあっては30kg、1,1,1-トリクロロエタンにあっては20kg以上のドライ機には、排ガス回収装置を設置し、適正に維持管理すること。
- (3) 簡易測定器等により日常定期的に排液濃度を測定すること。
- (4) 蒸留残さ物等については、専用のふた付容器に収納し、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に処分を委託すること。

(ドライクリーニング／石油系、フッ素系溶剤使用)

26 ドライ機、溶剤回収装置等からの溶剤の漏れ等はなく、正しく作動していますか。

27 仕上げの終わった洗濯物に溶剤が残っていませんか。

洗濯物の処理に使用した溶剤等は、皮膚障害、繊維の劣化・変質等の原因となるため、仕上げの終わった洗濯物に残留することのないよう適正に処理してください。

28 使用済みフィルター、蒸留残さ物等は、溶剤を十分に除去し、臭気、溶剤が漏れないように保管していますか。

29 蒸留残さ物等は適正に処理していますか。

使用済みのフィルター・蒸留残さ物等は、室内又は周辺に放置せず、専用のふた付き容器に収め、廃棄物処理業者に委託する等適正に処理してください。

(従業者)

30 従業者は、定期的に健康診断を受けていますか。

31 伝染のおそれのある疾病にかかっている者、又は疑いのある者が業務に従事していませんか。

32 従業者は手指を清潔に、清潔な衣服を着用していますか。

(その他)

33 保健所への届出内容に変更を生じた場合は、変更等の届出をきちんと行っていますか。

次の場合等は速やかに保健所へ届出をしてください。

- 施設・設備の構造を変更した場合
- 施設の名称・電話番号等を変更した場合
- 法人の代表者を変更した場合
- クリーニング師を採用・解雇した場合
- クリーニング師の氏名が婚姻等により変わった場合
- 従業者の人数を変更した場合
- 従業者が伝染性の疾患にかかった場合
- 営業を廃止した場合
- クリーニング師の研修、業務従事者の講習を修了した場合

34 クリーニング師の研修、業務従事者の講習は計画的に受講していますか。

クリーニング業務に従事しているクリーニング師については、その全員が、クリーニング業務に従事した後1年以内に1回、その後は3年を超えない期間ごとに1回以上法律で定められた研修を受講しなければなりません。

また、クリーニング業務従事者については、各店舗ごとに総数（クリーニング師を含む）の1/5（端数切上げ）以上の者が、クリーニング所開設後1年以内に1回、その後は3年を超えない期間ごとに1回以上法律で定められた講習を受講しなければなりません。この場合、研修を受講したクリーニング師は講習を受講した者とみなされます。

営業所の所在地、従業者の住所地等の受講しやすい場所を選定し、計画的に受講してください。